

【別表】 ◇ 障害福祉サービス等 ◇

	サービス名	サービス内容
1	【者・児】居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事などの介助を行います
2	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います
3	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います
4	【者・児】行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動補助などを行います
5	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します
6	【者・児】短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がい者(児)を介護する方の病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護などを行います
7	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等で機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します
8	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します
9	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います
10	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います
11	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います
12	就労継続支援(A型)	通常の事業所で働くことが難しい方に、 <b>雇用契約に基づく</b> 就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います
13	就労継続支援(B型)	通常の事業所で働くことが難しい方に、就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います <b>(雇用契約なし)</b>
14	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
15	施設入所	主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴、排泄、食事の介護などの支援を行います
16	【児】児童発達支援	日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います

17	【児】医療型 児童発達支援	日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います
18	【児】放課後等 デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、放課後等デイサービス事業所に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います
19	【児】保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います
20	【児】福祉型児童 (障害児)入所支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行います
21	【児】医療型児童 (障害児)入所支援	障害児入所施設や指定医療機関に入所等の障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与、治療を行います
22	計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、サービス等利用計画の作成、必要な情報の提供や助言などを行います
23	【児】障害児相談支援	
24	地域相談支援 (地域移行)	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院等に入院している精神障がい者に対して、住居の確保や、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います
25	地域相談支援 (地域定着)	居宅で、単身等の状況で生活する障がい者に対して、その障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態での相談などの支援を行います
26	(地域生活支援事業) 成年後見制度 利用支援	成年後見人の報酬など必要となる経費の補助を受けなければ、成年後見制度の利用が難しい、知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します
27	(地域生活支援事業) 意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者と、他者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行います
28	(地域生活支援事業) 日常生活用具給付	日常生活用具を必要とする障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付や貸与を行います
29	(地域生活支援事業) 移動支援	屋外での移動が難しいと認められる障がい者に対し、外出のための支援を行います
30	(地域生活支援事業) 日中一時支援	知的障がい者(児)の日中での活動の場を確保し、障がい者(児)を日常的に支援している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います。

## 松山市障害者計画等策定検討会開催要領

### (目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく松山市第3期障害者計画、及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく松山市第4期障害福祉計画（以下「計画等」という。）の策定にあたり、市民の意見を反映させるために必要な措置の一環として、松山市障害者計画等策定検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、計画等の策定にあたり、関係機関相互の意見交換及び意見聴取を行う。

### (出席者)

第3条 検討会の出席者は、次に掲げる者のうちから障がい福祉課長が選任及び依頼する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 障がい福祉関係者
- (4) 障がいのある市民又はその親族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい福祉課長が必要と認める者

### (運営)

第4条 検討会は、障がい福祉課長が招集し、開催する。

2 検討会の進行は、障がい福祉課において行うものとする。

### (庶務)

第5条 検討会に関する庶務は、障がい福祉課において処理する。

### (委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

### 付 則

1 この要領は、平成26年 5月30日から施行する。

## 松山市障害者計画等策定検討会内規

### (目的)

第1条 松山市障害者計画等策定検討会設置要領第6条に基づき松山市障害者計画等策定検討会（以下「検討会」という。）の円滑な運営を図るために調査研究会及び庁内ワーキンググループを開催する。  
(調査研究会)

第2条 調査研究会は、研究員7人以内をもって組織する。

2 研究員は、障がい福祉課長が別に選任する。

3 調査研究会に代表研究員を置き、研究員の互選によってこれを定める。

(庁内ワーキンググループ)

第3条 庁内ワーキンググループは、関係各課の代表者をもって組織する。

(庶務)

第4条 調査研究会及び庁内ワーキンググループの庶務は、障がい福祉課において処理する。

(守秘義務)

第5条 出席者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### 付 則

1 この内規は、平成26年 9月12日から施行する。

松山市障害者計画等策定検討会名簿

氏 名	本 人 所 属
畔地 利枝	聖カタリナ大学
猪上 仁志	松山公共職業安定所
今岡 洋一	(公募による)
上野 修一	愛媛県精神保健福祉協会
角田 三記子	松山市内部疾患障害者協議会
武智 一郎	社会福祉法人あゆみ学園
武智 幸男	松山市障害者団体連絡協議会
谷本 圭吾	愛媛県精神保健福祉士会
永井 裕二	愛媛県知的障害者福祉協会
原 喜代佳	みなら特別支援学校学校
藤田 たか子	しげのぶ特別支援学校

松山市障害者計画等策定検討会調査研究会名簿

氏 名	本 人 所 属
安藤 有紀	児童発達支援センターひまわり園
今村 高博	南部障がい者地域相談支援センター
菊池 雅彦	(福)きらりの森
増田 晋資	北部障がい者地域相談支援センター
丸田 一郎	NPO法人ほっとねっと
安川 博	松山市就労支援専門員
和田 真知子	松山市社会福祉協議会

松山市障害者計画等策定検討会庁内ワーキンググループ関係各課一覧

課 等 名
障がい福祉課
保健予防課
危機管理担当部長室付
保健福祉政策課
子育て支援課
医事薬事課
健康づくり推進課
保育・幼稚園課
住宅課
総合交通課
地域経済課
学校教育課

## 用語集

---

### ■ ア

---

#### インクルーシブ教育

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般の教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域で初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等を言います。

### ■ カ

---

#### 共生教育

共生社会の実現を目指す教育。

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。

#### 居住サポート事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が難しい障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。(住宅入居等支援事業)

#### 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律

障がい者就労施設の障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。通称「障害者優先調達推進法」

#### 高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた「記憶障がい」、「注意障がい」、「社会的行動障がい」などの認知障がい等のことです。

### ■ サ

---

#### サービス等利用計画

障害者総合支援法での障害福祉サービス等を適切に利用することができるように、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、相談支援専門員が最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画です。

#### 就労支援専門員

障がい者の一般就労の促進や継続した就労の確保、収入の安定を図るとともに、企業との信頼関係を構築し、新たな雇用の拡大を図るため、松山市障がい福祉課に2名を配置し、障がい者の就労支援を行っています。

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であることから、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。通称「障害者虐待防止法」

## 障害者虐待防止センター

障がい者虐待の早期発見・早期対応に取り組み、障がいのある方を虐待から守る為、松山市では、障害者虐待防止法の施行に合わせ、関係機関との連携を図りながら、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための「障がい者虐待防止センター」を障がい福祉課内に設置しています。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者基本法の基本的な理念に則り、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者の障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。通称「障害者差別解消法」

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者自立支援法に代わって、2013(平成25)年4月1日から新たに施行された法律です。障害者基本法を踏まえた基本理念(共生社会の実現や社会参加の機会の確保、社会的障壁の除去等)を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しが行なわれています。通称「障害者総合支援法」

## 障がい者総合相談窓口

身体・知的・精神の3障がいに加え、発達障がい・高次脳機能障がい・難病患者等の「障がい者総合相談窓口」を松山市が開設しています。相談者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、問題解決に向けた必要な支援や助言を行い、福祉の向上を図ります。松山市の委託事業として、松山市社会福祉協議会が運営しています。相談は無料です。専門の資格を持つ相談員がお話をお伺いします。

## 障害者の権利に関する条約

障がい者の人権・基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重の促進を目的としています。障がい者の権利の実現のため、障がいに基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止、障がい者の社会への参加・包容の促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等、措置等を規定しています。

## 障害福祉サービス

通所系・訪問系などの種類があります。個別のサービス名称と内容説明については、別表【障害福祉サービス等】を参照ください。

## ジョブコーチ

障がい者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う人のことで、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整えます。「職場適応援助者」とも言います。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となります。障がいの程度により1級から6級があります。

## 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付されます。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなります。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級があります。

## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為での意思決定が不十分または難しい者について、その判断力を補い保護支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。1999(平成11)年の民法の改正等で、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築されました。

## 全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障がい者が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加に寄与することを目的とした障がい者スポーツの全国的な祭典です。平成29年には、第17回全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」が愛媛県で開催され、松山市でも複数の障がい者スポーツ競技が行われます。

## 相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する人のことを言います。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件になります。相談支援事業を実施する場合は、相談支援専門員を置く必要があります。



---

## ■ タ

---

### 地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つです。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場です。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業に位置づけられています。

### 地域相談支援センター

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職員が相談を受けて必要な援助・支援を行う窓口として、平成 25 年 4 月から、松山市内の北部と南部に「障がい者地域相談支援センター」を設置しています。

---

## ■ ナ

---

### 難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指します。昭和 47(1972) 年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である 130 の疾患と関節リウマチ)も障がい者の定義に加えられました(2013(平成 25)4 月 1 日施行)。

---

## ■ ハ

---

### 発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢で発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれます。

### バリアフリー

障壁(バリア)となるものを取り除くことを言います。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を難しくしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきています。

### ピアサポート

同じ悩みや症状などの問題を抱えている、経験・体験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みのことです。

## 避難行動要支援者

災害対策基本法では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが難しい者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」と言います。地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を「避難支援等」と定義しています。

## 福祉避難所

高齢者や障がい者、妊産婦など、避難所での生活に特別な配慮が必要と判断された人が、指定避難所から移り避難生活を送る施設です。

災害発生当初から避難所として利用することはできません。

---

## ■ ヤ

### ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてに共通、一般的な」という意味をもちます。文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに、全ての人が容易に利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のことを言います。

---

## ■ ラ

### ライフステージ

人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

## 療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなります。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なります。

## レスパイト

乳幼児や障がい児(者)、高齢者などを在宅でケアしている家族に休息を取ってもらうため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスのことです。施設への短期入所などがあります。